

日立市訓令第5号

日立市文書取扱規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和 8 年 1 0 月 1 日

日立市長 小 川 春 樹

日立市文書取扱規程の一部を改正する訓令

日立市文書取扱規程（昭和 6 0 年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (20) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。

第 3 0 条の見出し中「及び」の次に「電子署名並びに」を加え、同条第 1 項を次のように改める。

施行する文書のうち、次に掲げるものには、公印を押印しなければならない。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が必要な文書
- (2) 相手方の権利又は義務に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 身分、資格、その他特定の事実を証明する文書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた文書

第 3 0 条第 2 項中「対外」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 3 施行する電子文書（第 1 項各号に掲げるものに限る。）には、電子署名を行わなければならない。

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。